

裏面白紙

閣議決定（案）

東京駐在ビルマ連邦総領事に交付すべき認可状に天皇の認
証を仰ぐ件

東京駐在ビルマ連邦総領事ウ・ミヤット・タンに交付すべき認
可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこと
とする。

(東京駐在ビルマ連邦総領事認可状案)

日本国天皇(御名)此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、ビルマ連邦大統領閣下の一千九百五十三年四月十八日付の委任状を閱し、ウ・ミヤット・タンを東京駐在ビルマ連邦総領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、向氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典特遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右ウ・ミヤット・タンの職務執行上一切適當の補助を供与すべし。茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として、親しく名を著し、璽を鈐せしむ。

昭和二十八年 月 日

御名

御璽

内閣総理大臣（署名）

外務大臣（署名）

官印

官印

裏面白紙

東京駐在ビルマ連邦総領事委任状訳文

パ・ウー（署名）

ビルマ連邦大統領ドクター・パ・ウー此の書を見る有衆に宣示す。

余は、日本国と通商するビルマ連邦市民を奨励せんがため日本に対する総領事を任命し、東京に駐在せしめ、前記ビルマ連邦市民の業務に留意し總て其の適法なる通商業務を援助せしむることを必要と思惟し、余の親愛する忠実なるウ・ミヤット・タンの思慮誠実を篤信し、茲に本書を以て同人を指名し、日本に対する総領事に任じ、東京に駐在せしめ、日本において通商を営み、来往し、若しくは、居住するビルマ連邦商民及び其の他の市民を総て適法なる手段に依りて援助保護すべき充分なる権限権能を付与委任す。余の意に適する間総領事の職務を保有し之に付帯する総ての権利、特権及び恩典を享有せしむ。依つて、余は、総てビルマ

裏面白紙

連邦市民が此の委任状の旨を体し、是れを遵奉すべきことを嚴命す。

ビルマ歴一千三百十五年ケーゾン月六日（一九五三年四月十八日）
在ランググーン大統領官邸において本書を発給す。

大統領閣下の命により

サオ・クン・チオ（副 署）